

京都大学人材戦略会議規程

令和8年9月18日
達示第78号制定

(趣旨)

第1条 京都大学（以下「本学」という。）に、人材戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、国際的に卓越した研究大学の実現に資する人材戦略及び人材マネジメント（いずれもデパートメント（本学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画における研究組織の基本単位をいう。）にかかるものを除く。）に関し、次に掲げる事項について審議する。

(1) 本学の人材戦略の策定、進捗管理、評価及び見直しに関すること。

(2) 次に掲げる者（以下これらを「マネジメント職」という。）の人事に関すること。

ア 支援組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第47条から第47条の3までに定める組織をいう。）の長

イ 国立大学法人京都大学給与規程（平成16年達示第80号）別表第1、別表第6の2及び別表第6の3の適用を受ける者のうち、部長相当職にある者

ウ その他総長が指定する者

(3) マネジメント職候補者の育成に関すること。

(4) その他本学の人材戦略及び人材マネジメントに関する重要事項

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 総長

(2) 総長が指名するプロボストとする理事

(3) 総長が指名するCFOとする理事

(4) 人事戦略担当の理事

(5) 総合研究推進本部長

(6) 教育改革戦略本部長

(7) 成長戦略本部長

(8) その他総長が指名する理事（第2号から第4号の理事を除く。）又は副学長

(議長等)

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は総長をもって充て、副議長は第3条第2号から第8号までの委員のうちから総長が指名する。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(開会)

第5条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第6条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議の了承を得て、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 会議に関する事務は、HR戦略オフィスにおいて処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。